

漁業協力の性格

(3P. 3. 経)

1. 漁業協力は、民間企業の商業上の基礎による通常の延払輸出に伴う信用供与により行なうものとする。(信用供与の方法は輸銀が国内業者に対し業務方法書の定めるところに従い、市中銀行との協調融資によって貸付を行なうこととなる。)
2. 漁業協力は、上記のとおり民間企業によるコマーシャルベースに基づく延払輸出に伴う信用の供与であるから、金利・償還期限等の条件は、政府間においてあらかじめ包括的な取極を行なうべき性質のものではなく、契約当事者間においてケース・バイ・ケースで決定されるべきものである。(その契約は、政府の承認を必要とする。) 有効となるものである。(相手調査書)
3. 合意方式としては、交換公文によって、

① 漁業協力は民間の商業上の基礎により両国の関係法令に従って行なわれ、

② 両国政府は漁業協力の提供を関係法令の範囲内で容易にする旨を取り極めるものとする。(したがって、協定

において漁業協力の額を定めても、これは契約総額の

4頁目に続きあり!

目標額であり、日本政府はその実施につき責任を負うものではない。)

4. なお、漁業協力は、37年末に大筋の意見の一致をみた「コマーシャル・ベースによる通常の借款(政府の直接干渉しない部分)」の一部として実施するものであることはもちろんである。